# 商工会アンテナショップ "グルっとM J Y G A J " 第2期 出展事業者募集要領(新規出展者用)

## 1. 事業の目的

地域経済を支える中小企業・小規模事業者が農商工連携や地域資源の活用などで 開発した地域産品等を共同で販売する拠点を設置し、実際の販売やマーティング調 査事業を実施することにより中小企業・小規模事業者の商品力の向上を図ることを 目的とする。

## 2. 開設店舗

**名 称** 商工会アンテナショップ "グルっとMIYAGI"

〒980-0811

場 所 仙台市青葉区中央2丁目1番18号 (クリスロード商店街内)

「仙台縁日」隣り 地産地消市場内

**専有面積** 23.2㎡ (7.03坪)

電話 022-267-1266 (地産地消いちば 仙臺いろは内)

FAX 022-266-5212

#### 3. 事業主体

宮城県商工会連合会

連携団体等

一般社団法人 宮城県物産振興協会

株式会社仙台放送

#### 4. 出展資格等

(1)出展資格	① 出展事業者は、商工会員で小規模事業者とする。
	② 販路拡大のため宮城県商工会連合会(以下、本会という)が実施
	するマーティング事業に協力いただける方。
	③ その他本要領の定める事項に同意いただける方。
(2)出展商品	① 出展する事業者等が製造又は、最終加工したものであること。
基準	② 食品であること。
	③ JAS法及びアレルギー表示義務に基づく内容表示が適正に表示
	されていること。
	④ 出展期間に継続して供給することができる商品等であること。
	⑤ ナショナルブランド(大規模小売店などで既に販売され全国的規
	模で販売されている)でないもの。
	⑥ 高額な商品でないこと。
	⑦ 見本展示のみの対応は不可とする。

## 5. 申込について

(1)申込期限	平成27年8月18日(火)
(2) 申 込 先	宮城県商工会連合会 地域振興課
	電話番号: 022-225-8751
	Email: antena@office.miyagi-fsci.or.jp

(3) 申込書類	様式1 商品出展申込書
	必要事項を全て記入の上、所属商工会を通じてお申込み下さい。

#### 6. 出展の決定について

出展希望があった一品一品について、前掲の「4. 出展資格等」に定める各号に基づき、本会と(一財)宮城県物産振興協会(以下、物産協会という)との協議で、出展の可否を決定し、出展許可証を発行させて頂いた上で、出店に係る覚書を提出いただきます。

※陳列スペースに限りがございますので、止むを得ず出展をお断りする場合もございますので予めご承知おき下さい。

## 7. 出展数及び出展期間ついて

(1) 1 商工会	5事業者を目途に選定する。
(2)出展数	1事業者あたり3商品アイテム数とする。
(3)出展期間	「 <b>原則3か月毎の入替制」</b> とさせていただきますが、人気アイテム、
	ブラッシュアップ商品については、出展期間の延長をお願いする場合
	がございますので、あらかじめご承知置き下さい。
(6)商品変更	季節商品等については、適宜対応したしますので、早めに再申込をい
	ただきますようお願いいたします。

## 8. 取引形態ついて

**委託販売方式**といたします。

なお、商品搬入にかかる経費は出展事業者負担となります。

## 9. 値下げ、在庫の処理の基本的な考え方

賞味期限切れ間近に迫ったものは、グルっとMIYAGIの判断で、賞味(消費) 期限残日に応じて出展事業者の指定する**値引き額**まで、値下げ販売にて完売を目指します。

また、賞味(消費)期限切れの商品は適時廃棄処理いたします。

なお、出展事業者が返却を希望する場合は、返送に係る費用(着払い)を出展事業 者ご負担で対応させて頂きますので申込書にその旨を記載願います。

## 10. 商品発注について

(1)商品発注	グルっとMIYAGIより出展事業者様へ直接発注のご連絡をいた
	します。
(2) 搬送費に	搬入、搬出ともに、出展事業者の負担とします。
ついて	
(3) 販路拡大	① 販売促進を行うにあたり、来店者に供する試食等(サンプル)提供
のための	方をお願いいたします。
サンプル	② 納品の際は毎回試食用として必ず仕入れ商品の1割程度のご提供
品(試食	を厳守願います。
用)提供	③ 規格外等で味が商品と遜色ないものであれば、カット等にて対応し
	て商品紹介いたします。(試食品は、販売用商品と識別できるよう
	にご送付ください。)
(4)パンフ	パンフレットやチラシ等があれば、来店者にお配りし、PRに努め
レット等	ますので、納品時に適量を同封願います。

#### 11. 販売手数料

売上(税込)の10%を販売手数料として徴します。

# 12. 売上金の精算について

売上金の精算については、**毎月月末締切で集計し、翌月末日**に販売手数料を差し引き、精算額を出展事業者の指定する金融機関に送金いたします。

## 13. 販路拡大支援について

(1) 商品PR	適宜、販路拡大のためにPRイベント <b>(催事)</b> を企画いたします。そ
イベント	の際、出展事業者側の創意工夫・商品等への思い入れ等をお客様に伝
	えることが購入意欲向上のポイントとなりますので、資料提供や販促
	活動等にご協力をお願いいたします。
(2) マーケテ	商品に対するマーケティング調査等を実施いたしますのでご賛同
ィング事業	いただき、ご協力をお願いいたします。

## 14. その他

上記以外に運営方法や取組みについて、疑義が生じた場合は本会と物産協会が協議の上、決定いたしますので、予めご承知おき下さい。

#### 15. 出展場所位置図







河北ウイークリー2015,5/28号 4d

